

北上市立学校施設の開放規則の一部を改正する規則

北上市立学校施設の開放規則（平成23年北上市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(使用許可) 第6条 開放施設を使用する団体は、教育委員会が認める特別な事情を除き、使用する日の <u>1月前</u> から3日前までに、学校施設開放使用申請書（様式第3号）を教育委員会に提出し、学校施設開放使用許可書（様式第4号）により許可を受けなければならない。					(使用許可) 第6条 開放施設を使用する団体は、教育委員会が認める特別な事情を除き、使用する日の <u>前月1日</u> から3日前までに、学校施設開放使用申請書（様式第3号）を教育委員会に提出し、学校施設開放使用許可書（様式第4号）により許可を受けなければならない。				
2 [略]					2 [略]				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
学校施設名	対象となる学校	開放する期間	開放する日	開放する時間	学校施設名	対象となる学校	開放する期間	開放する日	開放する時間
屋外運動場	小学校及び中学校	4月から11月まで	[略]		屋外運動場	小学校及び中学校	4月から11月まで	[略]	
			上記以外の日	午後6時から午後9時まで				上記以外の日	午後5時30分から午後9時まで
体育館	南小学校を除く小学校及び中学校	年間	[略]		体育館	南小学校を除く小学校及び中学校	年間	[略]	
			上記以外の日	午後6時から午後9時まで				上記以外の日	午後5時30分から午後9時まで
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第6条の規定は、施行の日以後に使用しようとする開放施設に係る学校施設開放使用申請書の提出から適用し、同日前までに使用しようとする開放施設に係る学校施設開放使用申請書の提出については、なお従前の例による。

令和8年3月25日提出

北上市教育委員会教育長 船 田 浩

提案理由

屋外運動場及び体育館の開放する時間を変更するほか、所要の改正をしようとするものである。